

# BTMU

## CHINA WEEKLY

### EXPERT VIEW : 株主会及び董事会の設置及び役割

日本企業の中国での事業活動は多様化し、各種の会社形態で事業を展開しています。また、将来的には、中外合弁会社を含めた外商投資企業の管理・運営が国内企業と同様に「会社法」の適用を前提に統一化されることも想定されます。決して新しい問題ではないのですが、外商投資企業の機関、その職責・権限、例えば会社内に設置されるいわゆる共産党支部、工会の役割等、中国の会社の管理・運営にかかわる中国の法制のきちんとした理解が今後更に重要性を増していくと思われます。今回は、会社の意思決定・業務執行機関である株主会及び董事会の法的位置づけ及び職責・権限について検討します。

Q: 当社は、中国江蘇省に当社が 100%出資する新たな外資会社A社を設立する予定です。既に設立した中外合弁会社B社については、董事会を最高意思決定機関として、当社が推薦する総経理がB社の業務を統括する体制とされています。A社については、中国で、2006 年に改正会社法が施行されたことに伴い、株主会を設置し、その下に董事会を設置し、更に業務統括者として総経理を設置するという3層の意思決定及び業務執行体制としなければならないとの説明を受けています。しかし、当社は、いわゆるカンパニー制を実施しており、A社は、カンパニー権限の範囲内の事業となります。A社の意思決定に当社自体が常に積極的に関与する必要はなく、かつ、仮にこのようにしてしまうと当社内の各種の決裁が面倒で、意思決定の機動性を損ねてしまう可能性もあります。そこで、次のような方法を検討しています。

- (1) A社には株主会を設置せず、B社と同様に、当社のカンパニーから派遣する董事が構成する董事会を設置し、董事会を最高意思決定機関とする。
- (2) 仮に上記が適わない場合には、株主会を設置した上で、解散、増資・減資といった経営自体の根本的な重要事項の決定についてのみ株主会の権限とし、利益処分その他の A 社の事業運営に関する事項は、董事会がすべてを決定し、総経理がこれを執行する。

そもそも、当社の 100%子会社なのですから、A 社内部の意思決定や業務執行体制については当社が自由に定めてもよいのではないかと思うのですが、上記のような方法は、取りえるのでしょうか？

A: 本ケースでは、単独出資に係る外商独資会社 A 社について、まず、株主会（本ケースでは出資者が 1 名ですので、正確には会社の機関として「株主」となるのですが、説明の便宜のため、以下においては「株主会」と表記します。）を設置しないことを検討しています。しかし、改正会社法施行後は、外資企業の機関構成は、会社法に適合することが要求されており、株主会及び董事会が必要的設置機関です。上記の方法は、法に適合しません。

また、根本的な重要事項の決定を除く株主会の権限を董事会に委譲する定款の定め有効性には議論があります。確定的な判断が困難なのですが、基本的には、定款には会社法の規定に従い機関の各職責・権限を定め、各種の認可、登記、行政許可等の政府手続の処理に支障が生じないようにし、日本の本社における管理権限との調整は、本社における意思決定システムを規範化する調整等により実際の管理運営において適正化を図ることをまずは検討した方が無用な混乱が生じないのではないかと思います。

## 1 中国の会社の機関構成

### (1) 会社法上の機関構成

会社法は、有限会社の運営・管理機構として株主会及び董事会の設置を定めています。株主会は、会社の所有者である株主が会社の運営・管理に直接的に参加し、その決議によって会社の最重要事項に関する意思決定を行うための機関とされています。また、株主会により選任される董事により構成される董事会は、株主会の上記意思決定以外の会社の運営・管理上の意思決定を行います。董事会は、いわば株主会の付託を受け、会社の具体的な業務執行に関する意思決定をし、これを執行する機関と位置付けられています（なお、董事会を執行機関と考えるか否かについては議論もありますが、本稿での本質的問題でないため、この点は、議論しません。）。

株主会及び董事会は、会社法上、いわゆる所有と経営を分離し、所有者とこれから会社の運営・管理の付託を受けた者による事業運営という機関分化を基礎づける機関であり、必要的設置機関とされ、法は、これを設置しないことを原則として認めていないと考えるのが合理的です。

### (2) 中外合弁会社等の機関構成

他方で、「中外合資経営企業法」等の中外合弁会社に関する法規は、董事会を会社の最高権力機構と定め、出資者により構成される株主会を設けない機関構成となっています。これは、立法時期・立法史という原因もあると思われるものの、基本的には、中外合弁会社においては、資本多数による単純な意思決定を排除し、出資者から任命派遣される董事の討論・議決により、重要事項に係る意思決定をし、かつ、全員一致決議による最重要事項（定款の修正、中止・解散、登録資本の増加・減少、合併・分割）を法定して、実質的には、出資者の経営参加の確保及び協議・合意を要求することにより、事業上の資源において優勢な外国投資家から中国の投資家の事業上の利益を守る機関設計がなされています。

本ケースのような外資会社については、「外資企業法」等にその機関に関する規定が設けられておらず、法の素直な適用から考えると、会社法の適用を前提に機関構成をすべきなのですが、改正会社法の施行前、即ち、2006年1月1日以前においては、中外合弁会社と同様に、董事会を最高権力機構とし、株主会を設けない機関構成が一般的でした。おそらく、会社法が最初に施行された1994年までに相当数の外資会社が上記の機関構成により運営されていたこと、外商投資企業として中外合弁会社と同じ機関構成とすることで、実務上特段の支障も生じなかったこと等がその理由ではないかと思います。

しかし、改正会社法の施行時、即ち、2006年1月1日から、外商投資企業の機関構成に対する規範適用が強化され、外資会社については、会社法に従い機関を設置すること、即ち、株主会及び董事会を必要的に設置することが要求されています。改正前の会社法においても株主会及び董事会の機関構成は、現行の会社法と同様に規定されていたので、上記は、法の改正による変更というよりも、法の運用の変更といった方が正確です。

## 2 株主会と董事会の権限分配

会社法第38条第1項及び第47条第1項は、それぞれ株主会及び董事会の権限（職責・権限）を次のように定めています。

### 第38条(株主会の職責・権限)

株主会は、次に掲げる職責・権限を行使する。

- (1) 会社の経営方針及び投資計画を決定すること。
- (2) 従業員代表を務めていない董事及び監事を選出し、及び交代し、董事及び監事の報酬に関する事項を決定すること。
- (3) 董事会の報告を審議し承認すること。
- (4) 監事会又は監事の報告を審議し承認すること。
- (5) 会社の年度財務予算案及び決算案を審議し承認すること。
- (6) 会社の利益処分案又は損失処理案を審議し承認すること。
- (7) 会社の登録資本の増加又は減少について決議をすること。
- (8) 社債発行について決議をすること。
- (9) 会社の合併、分割、解散、清算又は会社形態の変更について決議をすること。
- (10) 会社定款を修正すること。
- (11) 会社定款に定めるその他の職責・権限

### 第47条(董事会の権限)

董事会は、株主会に対して責任を負い、次に掲げる職責・権限を行使する。

- (1) 株主会会議を招集し、かつ、株主会で業務を報告すること。
- (2) 株主会の決議を執行すること。
- (3) 会社の経営計画及び投資案を決定すること。
- (4) 会社の年度財務予算案及び決算案を作成すること。

- (5) 会社の利益処分案及び損失処理案を作成すること。
- (6) 会社の登録資本の増加又は減少案及び社債発行案を作成すること。
- (7) 会社の合併、分割、解散又は会社形態の変更案を作成すること。
- (8) 会社の内部管理機構の設置を決定すること。
- (9) 会社の経理の招聘又は解任及びその報酬事項を決定し、かつ、経理の指名に基づき会社の副総経理及び財務責任者の招聘又は解任並びにその報酬事項を決定すること。
- (10) 会社の基本的管理制度を定めること。
- (11) 会社定款に定めるその他の職責・権限

日本の会社法は、株主総会の法定権限とされる事項は、法が重要事項として株主総会の権限に専属させたものとして、当該事項を取締役会等の株主総会以外の機関が決定することができる旨を定める定款の定めを（法定される例外を除き）無効としています（日本会社法第 295 条第 3 項）。では、中国の会社法においては、この点は、どのように考えられているのでしょうか？

この点、中国では、議論があり、また、裁判例も異なる判断がみられます。即ち、上記の規定の文理解止・強制の法解釈を導くことができないこと、閉鎖的な有限責任会社においては機関構造にかかわる規範は任意性を有すること等を理由に、上記の株主会の権限はこれに専属するものではないとするものと、その文理解止で定めることができるのは「その他の職責・権限」とされており、法定される事項は株主会に専属させられていること、会社法は所有と運営の分離を前提に機関構成及びその権限を規定して最終所有者である出資者の資産受益権、重要事項意思決定権及び運営者選択権等を法が保障するのであり本来的に会社法の権限規定は強行規定と解すべきこと等を理由に上記の株主会の権限はこれに専属するもので規定は強行性を有するものに分かれ、裁判例も分かれています。

日本の会社法のような明文の規定や司法解釈がない状況において上記のいずれの考え方が適正なのかを直ちに判断することは困難です。本来的には立法により解決を図るべき問題ともいえると思うものの、全く無条件に機関権限について定款自治を認めてしまうと、そもそも会社法が必要的に機関を設置することを要求している趣旨を実質的にないがしろにしてしまうことにもなりかねず、機関の権限の委譲を仮に認めるとしてもその限界が議論されなければ法的には議論の意義を失ってしまうのではないかと思います。

外商投資企業の認可、登記等の実務の観点からは、株主会及び董事会の法定権限事項が厳格に運用されておらず、定款で法定されるところと異なる株主会及び董事会の権限を定めても認可を受け、及び当該定款により開業登記もなされている例が多いのではないかと思います。

### 3 本ケースの検討

本ケースでは、単独出資に係る外商独資会社 A 社について、まず、株主会を設置しないことを検討しています。しかし、改正会社法施行後は、外資企業の機関構成は、会社法に適合することが要求されており、前記のように、株主会及び董事会が必要的設置機関であることから考えると、上記の方法は、法に適合しません。実際には、A 社設立のための各種の行政手続、商務部門での認可取得手続、工商行政管理部門での設立登記手続等に支障（定款の修正指導等）が生ずる可能性があります。

また、根本的な重要事項の決定を除く株主会の権限を董事会に委譲する方法については、おそらく、実務的には、こうした内容を定めた定款によって A 社の設立手続を進めたとしても、認可取得手続や設立登記手続は完了する人が多いのではないかと思います。しかし、前記のとおり法的にはこうした定款の定め有効性には議論があり、ひとたびその有効性が中国の訴訟等において争われた場合には、これが否定される可能性は否定することができないと思います。ただし、本ケースのように、A 社が単独出資者の出資による場合に、いずれの者がいずれの手続において定款条項の有効性を争うのか？（通常の場合にはこのような紛争が生ずる可能性は極めて低いのではないかと思います。）等の法的問題もあり、実際に、上記の有効性が問題となるケースは稀ではないかと思えます。ただし、いずれの事項を董事会の権限に委譲するのかにもよりますが、法定される株主会の権限事項のうち、例えば、董事及び監事の選任及びその報酬事項の決定、董事会及び監事会の報告・承認等は、その法的性質上董事会の権限への委譲ができない事項であると考えられますし、定款の修正、合併、分割、解散等、政府の認可をもって法的効力が生ずる事項については、認可申請文書として、一般の例に習い政府機関から株主会の承認決議書の提出を要求され、定款の規定をもって提出が免除されないおそれもあります。

悩ましい問題であり、あくまで、個人的な意見なのですが、日本において株式会社の株主総会の法定権限がこれに専属させられているとの運用に慣れている日本企業としては、中国の会社法においても、同様の解釈がなされうることを念頭に置き、基本的には、定款等の法定される根本規則については会社法の規定に従い機関の各権限を定め、各種の認可、登記、行政許可等の政府手続の処理に支障が生じないようにし、日本の本社における管理権限との調整は、例えば、A社に関する株主会の意思決定で認可取得等、対外的な手続処理を要するものについては、カンパニー社長が代表者の委任を受け授權代表として署名・押印してこれを行うよう調整する等、本社における意思決定システムを規範化する調整により実際の管理運営において適正化を図り、定款の規定自体は会社法の規定にできる限り適合させて、将来にわたる法的安定性を確保しておいた方が無用な混乱が生じないのではないかと思います。

露木・赤澤法律事務所  
弁護士 赤 澤 義 文  
弁護士 封 震

# CHINA WEEKLY

## WEEKLY DIGEST

### 【経済】

◆**中央 1 号文件 2011 年の最重要課題は水利改革**: 中国共産党は 29 日、2011 年最初の文書となる所謂中央 1 号文件として、「国務院の水利改革発展の加速に関する決定」を発表した。中央 1 号文件は、その年の最重要政策課題を取り上げるもので、2004 年以來一貫して農業問題(「三農」)をテーマとしてきたが、昨年は洪水や旱魃などの災害が頻発、水関連インフラの脆弱性が浮き彫りとなり、先の 5 中全会でも重要課題として取り上げられたことから、今年は水利改革に焦点を当てたという。政府は、今後 5~10 年間の目標として、①洪水・旱魃対策システムの確立、②水資源の合理的分配と利用効率の向上、③工業用水使用量の大幅削減、④農業用水の確保、⑤水の安定的な供給と水質向上等を掲げ、2020 年を目処に水利事業への財政投入を 2010 年比 2 倍の年間 4,000 億元に増やすとし、政府の土地所有権譲渡による収益のうち 1 割を農地の水利整備に充てるなどの施策を打ち出した。また、今回の改革により「三農」政策を進める上で最も重要な水利面を改善し、農業の総合的生産能力を向上させるとしている。

### 【産業】

◆**国務院 不動産価格抑制策を発表**: 1 月 26 日に開催された国務院常務会議で、不動産売却に対する営業税の課税や住宅ローン規制の強化等を盛り込んだ不動産価格抑制の為の 8 項目が発表された。具体的には、①各地域毎に今年の新築住宅の価格抑制目標を設定する、②住宅購入から 5 年以内に転売する場合、売却収入の全額を営業税の課税対象とする、③ 2 軒目の住宅ローンの頭金比率を 50%から 60%に引上げ、住宅ローン金利を基準金利の 1.1 倍以上とする等の措置を挙げた。

◆**上海と重慶 個人不動産税を導入**: 国務院は 1 月 27 日、上海市と重慶市で中国初となる個人不動産税を 1 月 28 日から試験的に導入することを発表した。上海市は居住者の 2 軒目以降の新規購入住宅を対象に、一人当たり 60 m<sup>2</sup>を超えた部分につき、0.6%の税率で課税。但し、住宅価格が前年の平均市場価格の 2 倍以下の場合、税率は 0.4%となる。一方、重慶市は居住者の既存の一戸建て別荘及び新規購入の高級住宅を対象に、成約価格により 0.5%、1.0%、1.2%の税率で課税する。住宅価格の高騰が社会問題となりつつある中、不動産税の導入で不動産投機を抑制し、不動産市場の健全な発展を促進するのが狙いとしている。

### 【金融・為替】

◆**人民銀行「2010 年第 4 四半期貨幣政策執行報告」を発表**: 人民銀行は 30 日、「2010 年第 4 四半期貨幣政策執行報告」を発表した。2010 年は、「適度な金融緩和政策」により、中国経済は政府の予想した方向に発展し、経済運営は全般に良好であったとする一方、物価上昇圧力がやや高まったとも指摘した。2011 年は、「穏健な金融政策」を実施し、物価水準の安定に一層の重きを置き、引続き金利、預金準備率、公開市場操作等の手段を運用する方針を示した。また、「穏健な金融政策」については、①通貨供給量のコントロール、②直接金融を含めた融資総量の合理的な増加、③貸出構造の改善、④金融システムリスクの防止、の 4 つの具体的目標が含まれるとしている。なお、2011 年の通貨供給量(M2)増加率の目標については、前年比 16%前後に抑えるとしている。

◆**2010 年不動産関連新規貸出 貸出全体の 1/4 を占める**: 人民銀行が 26 日発表した 2010 年の金融機関の分野別貸出統計によると、2010 年の不動産関連新規貸出は貸出全体の 1/4 を占める 2 兆 200 億元となった。うち、土地開発向けは 1,647 億元、住宅開発向けは 4,269 億元、個人向け住宅ローンは 1 兆 4,000 億元となっている。また、地域別では、東部、中部、西部の新規貸出額がそれぞれ 4 兆 9,700 億元、1 兆 4,700 億元、1 兆 6,600 億元。2010 年末残高の対前年比伸び率はそれぞれ 18.8%、20.7%、23.2%となり、中西部の貸出増加ペースが東部を上回ったことが明らかになった。

## 人民元の動き

| 日付        | USD    |               |        | JPY (100JPY) |        |         | HKD    |         | EUR    |         | 金利 (1wk) | 上海A株 指数 |        |
|-----------|--------|---------------|--------|--------------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|----------|---------|--------|
|           | Open   | Range         | Close  | 前日比          | Close  | 前日比     | Close  | 前日比     | Close  | 前日比     |          | 前日比     | 前日比    |
| 2011.1.24 | 6.5850 | 6.5808~6.5871 | 6.5813 | -0.0020      | 7.9392 | -0.0080 | 0.8443 | -0.0014 | 8.9350 | 0.0310  | 5.3000   | 2822.25 | -20.53 |
| 2011.1.25 | 6.5825 | 6.5815~6.5853 | 6.5827 | 0.0014       | 7.9880 | 0.0488  | 0.8448 | 0.0005  | 8.9920 | 0.0570  | 7.0000   | 2803.12 | -19.13 |
| 2011.1.26 | 6.5843 | 6.5814~6.5847 | 6.5819 | -0.0008      | 8.0178 | 0.0298  | 0.8452 | 0.0004  | 9.0146 | 0.0226  | 7.6900   | 2836.01 | 32.89  |
| 2011.1.27 | 6.5830 | 6.5818~6.5844 | 6.5820 | 0.0001       | 7.9356 | -0.0822 | 0.8449 | -0.0003 | 8.9944 | -0.0202 | 8.2635   | 2878.33 | 42.32  |
| 2011.1.28 | 6.5850 | 6.5849~6.5901 | 6.5860 | 0.0040       | 7.9705 | 0.0349  | 0.8455 | 0.0006  | 9.0110 | 0.0166  | 8.5000   | 2881.97 | 3.64   |

## RMB レビュー&アウトルック

先週の人民元相場は 6.5850 で寄り付き後、週初の日中取引では 2005 年 7 月切上げ後の最高値となる 6.5808 まで上昇した。その後は 6.58 台の高値圏での値動きとなったが、週末に週間安値となる 6.5901 まで小幅反落し、結局 6.5860 で越えた。胡錦濤国家主席の訪米といった主要政治イベントを終え、人民元の上昇が一旦緩むことが予想されていたが、中国人民銀行が人民元対ドル基準値を最高値に連日設定するなど人民元は堅調に推移しており、今後も緩やかな上昇を容認する姿勢が続くだろう。一方、米議会は、昨年法制化に至らなかった対中制裁法案の再提出を検討しており、今後の動向に注目が集まっている。このような中、今週の人民元は旧正月による 2 月 2 日からの休場を控え、値動きは限定的なものとなりそうだが、取引が再開される 2 月 9 日以降も引き続き底堅い推移とすることが予想される。(1 月 31 日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ。宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。